

令和2年6月17日
危機管理部

世田谷区国民保護計画の修正について

1 主旨

国における国民の保護に関する基本方針の変更（平成29年12月）、東京都国民保護計画の修正（令和元年7月）、並びに世田谷区地域防災計画の修正を踏まえ、世田谷区国民保護計画を修正する。

2 国民保護計画の概要

「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」に基づき、外部からの武力攻撃や大規模テロに際して、国・都・区などが連携して迅速・的確に住民を保護するため、予め策定する計画。

3 世田谷区国民保護計画の修正内容（裏面「修正箇所一覧（予定）」参照）

（1）国の基本方針の変更、東京都国民保護計画修正に伴うもの

- ①住民の避難行動等について、平素から全国瞬時警報システム（Jアラート）による情報の伝達と弾道ミサイル落下時の行動の周知に努めることを明記
- ②避難施設を指定する際に、収容人数を把握することを明記
- ③訓練の計画にあたり、様々な場所や想定で実践的な訓練を実施することを明記

（2）その他

区組織改正及び世田谷区地域防災計画修正に伴う文言整理、統計数値の更新等に伴う変更

4 今後のスケジュール（予定）

令和2年	7月	第1回国民保護協議会（計画修正諮問）
	8月	国民保護協議会委員・庁内意見聴取
	9月	災害・防犯・オウム問題対策等特別委員会（素案報告）
	10月	東京都事前協議
令和3年	1月	第2回国民保護協議会（計画案答申）
	2月	災害・防犯・オウム問題対策等特別委員会（案報告） 東京都正式協議・決定
	3月	災害・防犯・オウム問題対策等特別委員会（決定報告） 世田谷区国民保護計画（修正版）公表

世田谷区国民保護計画修正箇所一覧（予定）

区国民保護計画 掲載ページ	国方針 変更	都計画 修正	世田谷 区関係	区分	概要
1		○		語	武力事態等対策本部→事態対策本部
1		○		追	図：「対処基本方針の策定中」定める事項に1項目追加
9, 10			○	時	最新データへ
14		○		時	都内にコンビナートがある
16		○		語	武力事態等対策本部→事態対策本部
25, 77		○		追	「国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧」に1項目追加
29		○		語	通信連絡系統図の修正
32	○			追	J-ALERT、Em-netについて説明追加
33	○			追	省令名改正および報告要領の追加
39	○			追	訓練要領追加
39		○		追	同上
41, 42	○			語	避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）→避難行動要支援者名簿
45, 46			○	時	最新データへ
47	○			追	避難施設情報詳細追加
47		○		時	根拠通知の更新
48		○		時	法律名改正
49			○	時	最新データへ
53		○		語	語句修正
53		○		追	啓発要領の修正
79	○			追	伝達方法にEm-net 追加
80, 85	○			語	避難支援プラン→避難行動要支援者名簿
89	○			追	大規模集客施設等における避難の項目を追加
92	○			追	J-ALERTの内容追記、弾道ミサイルの表記修正
106	○			追	都への報告について電子メールによる送付方法を追加
124		○		時	指針名更新
全般			○	組	組織改正に伴う修正 例：危機管理室長→危機管理部長
全般			○	語	要配慮者の表記

【凡例】 区分：追：項目等の追加 組：組織改正に伴う修正 時：時点更新 語：語句修正

世田谷区国民保護計画

～武力攻撃やテロ等から区民の安全を守るために～

国民保護とは、国民保護法（平成 16 年 9 月施行）に基づき、外部からの武力攻撃や大規模テロ等から、国民の生命、身体及び財産を保護することをいいます。こうした国民保護措置を的確かつ迅速に実施するために、世田谷区では、平成 19 年 3 月に「世田谷区国民保護計画」を策定し、平成 29 年 3 月に一部を修正しました。

● 国民保護計画の構成

第1章 総論

- ・ 区の責務、計画の位置付け、構成等
- ・ 国民保護措置に関する基本方針
- ・ 関係機関の事務又は業務の大綱等
- ・ 世田谷区の概況
- ・ 区の国民保護計画が対象とする事態

第2章 平素からの備え

- ・ 組織・体制の整備等
- ・ 避難、救助及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え
- ・ 物資及び資材の備蓄、整備
- ・ 要配慮者の支援体制の整備
- ・ 国民保護に関する啓発

第3章 武力攻撃事態等への対処

- ・ 初動連絡体制の迅速な確立及び初動対応
- ・ 区対策本部の設置等
- ・ 関係機関相互の連携
- ・ 国民の権利・利益の救済に係る手続き等
- ・ 警報及び避難の指示等
- ・ 救援
- ・ 安否情報の収集・提供
- ・ 武力攻撃災害への対処
- ・ 被災情報の収集及び報告
- ・ 保健衛生の確保その他の措置
- ・ 国民生活の安定に関する措置

第4章 復旧・復興

- ・ 応急の復旧
- ・ 武力攻撃災害の復旧・復興
- ・ 国民保護措置に要した費用の支弁等

第5章 他区市町村からの避難住民等の受入れ

第6章 大規模テロ等（緊急対処事態）への対処

- ・ 基本的考え方
- ・ 初動対応力の強化
- ・ 平時における警戒
- ・ 発生時の対処
- ・ 大規模テロ等の類型に応じた対処

● 国民保護措置に関する基本方針

区は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり定めています。

- | | |
|------------------|---------------------------|
| ① 基本的人権の尊重 | ⑥ 要配慮者への配慮及び国際人道法の的確な実施 |
| ② 国民の権利・利益の迅速な救済 | ⑦ 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重 |
| ③ 国民に対する情報提供 | ⑧ 国民保護措置に従事する者等の安全の確保 |
| ④ 関係機関相互の連携協力の確保 | ⑨ 外国人への国民保護措置の適用 |
| ⑤ 国民の協力 | |

地域のみなさまのご協力が不可欠です。

事態が発生した場合は、区は東京都などの関係機関と連携して国民保護措置を行います。被害を最小限にするためには、住民のみなさまのご協力が欠かせません。

- **不審者や不審物を見かけたら警察署や消防署にすぐに通報してください。**

住民のみなさまへ

- ・ 避難時には、高齢者や障害者などの要配慮者への支援をお願いします。
- ・ 避難先では、都や区が行う飲食料の配給などに協力をお願いします。

《避難時の留意点》

避難の際には、次の点に留意してください。

- 家の戸締り、ガスの元栓の閉鎖など
- 運転免許証など身分を証明するものの携行
- 頑丈な靴、長ズボン、長袖シャツ、帽子などの着用
- その他非常持ち出し品の持参



事業者のみなさまへ

- ・ 平素から施設の危機管理の強化に努めてください。
- ・ 警報や避難の指示が出されたら、従業員や施設内の方々への情報伝達・避難誘導を行ってください。
- ・ 突然、屋外で事態が起きた場合は、施設内への緊急誘導にご協力ください。

自主防災組織やボランティアのみなさまへ

- ・ 震災時と同様に、事態の発生時においても、自主防災組織やボランティアの役割は重要です。みなさまの自主的な活動が期待されています。

国民保護措置への協力は、強制ではなく、自発的な意思にゆだねられています。協力の要請を行う場合は、区は安全の確保に十分注意します。

詳しい情報は次のホームページでご確認ください

- 国民保護ポータルサイト（内閣官房） <http://www.kokuminhogo.go.jp/>
- 総務省消防庁 <http://www.fdma.go.jp/>
- 東京都総合防災部 <http://www.bousai.metro.tokyo.jp/>

世田谷区国民保護計画の閲覧場所

- 世田谷区危機管理室災害対策課、各まちづくりセンター、区政情報センター（世田谷区民会館内）、各総合支所区政情報コーナー、各区立図書館
- 世田谷区ホームページ <http://www.city.setagaya.lg.jp/>

平成 29 年 3 月発行
 世田谷区危機管理室災害対策課
 〒154-8504 東京都世田谷区世田谷4-21-27
 TEL 03 (5432) 2262 FAX 03 (5432) 3014

● 想定する事態

武力攻撃事態

着上陸侵攻



ゲリラや特殊部隊による攻撃



弾道ミサイル攻撃



航空攻撃



緊急対処事態 (大規模テロ等)

危険物を有する施設への攻撃
(ガスホルダー等)



大規模集客施設への攻撃
(ターミナル駅、列車等)



大量殺傷物による攻撃
(炭疽菌、サリン等)



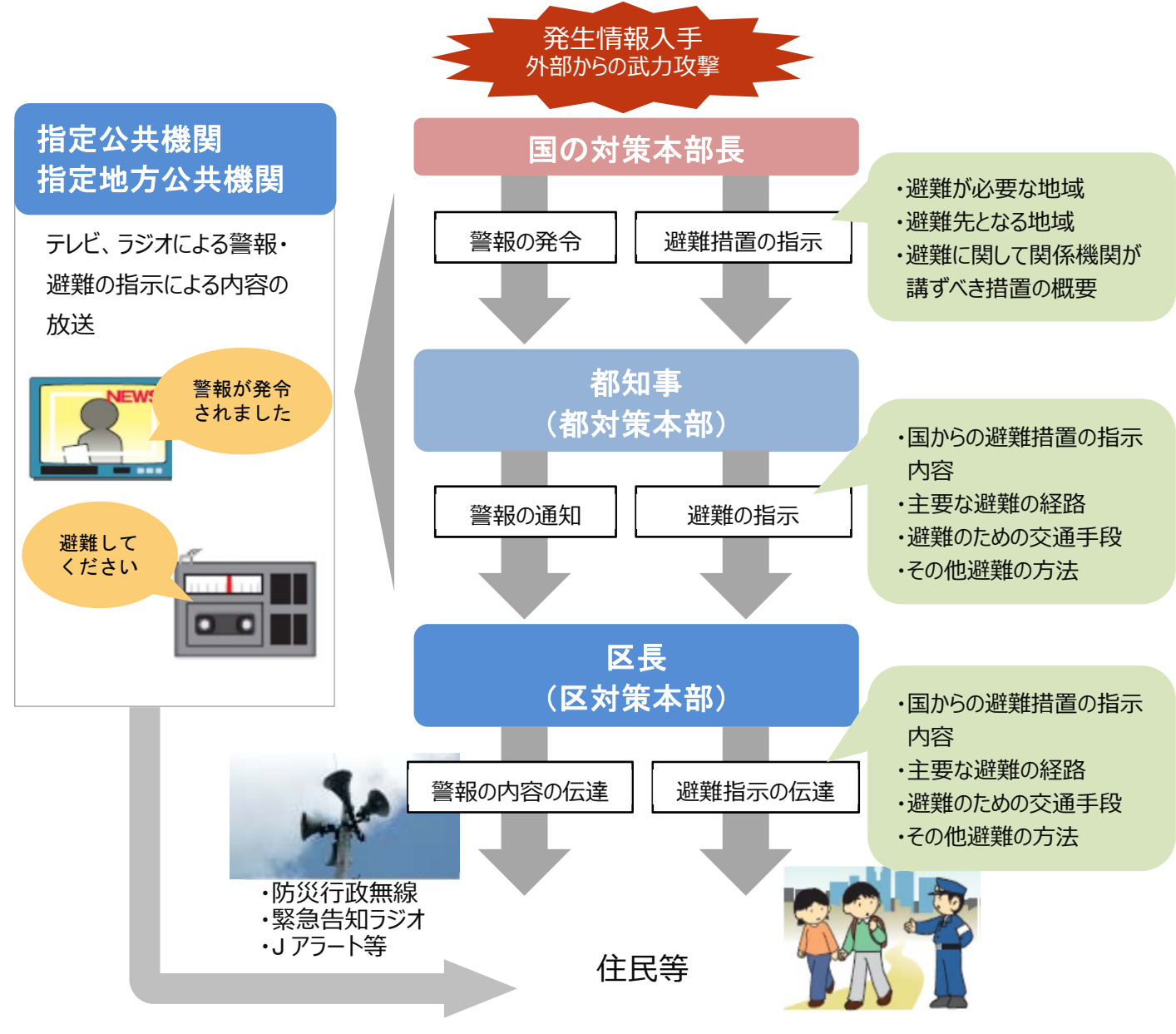
交通機関を破壊手段とした攻撃
(航空機による自爆テロ等)



● 武力攻撃事態等への対処

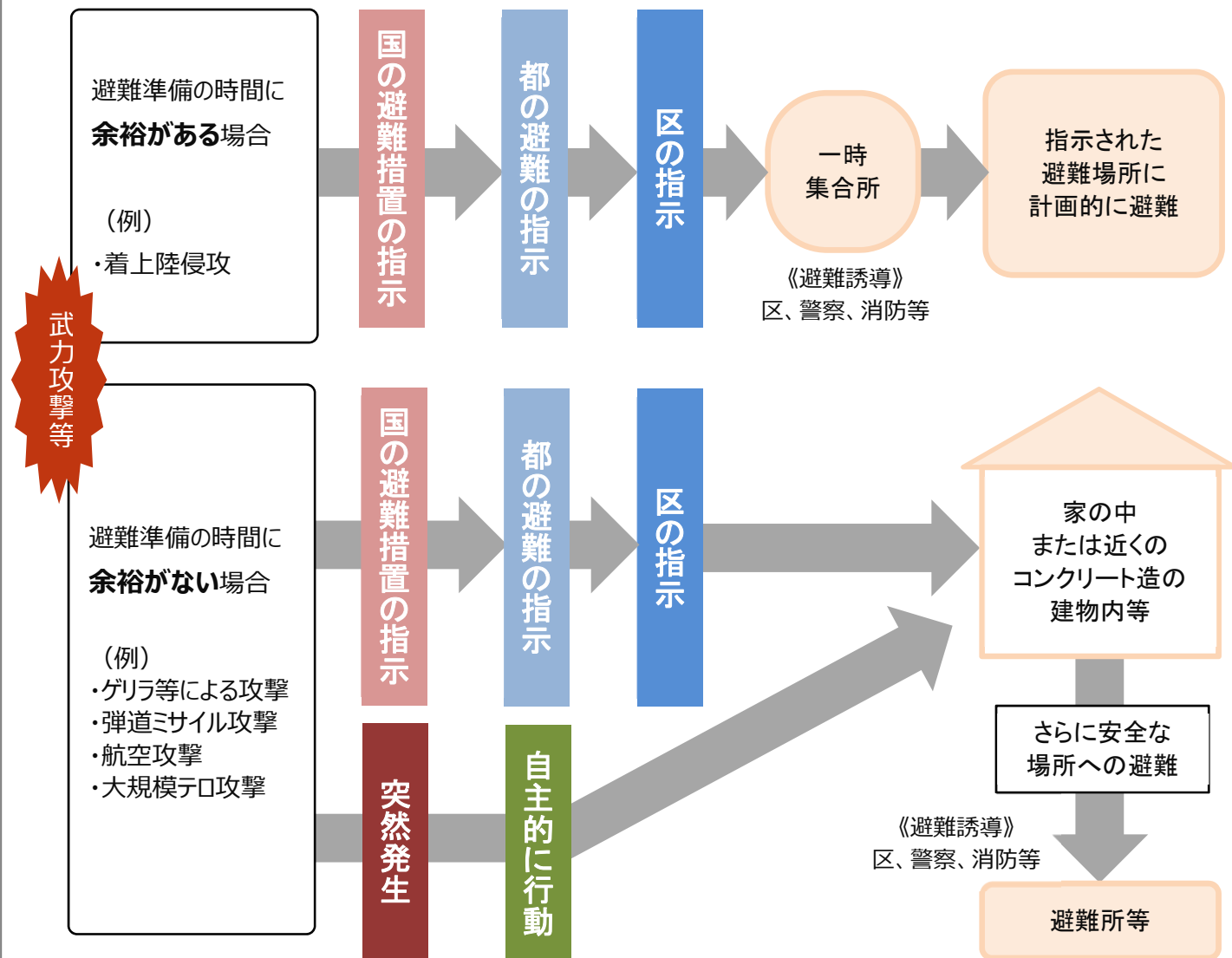
① 警報の伝達・通知

区は、国からの警報発令・都からの警報内容の通知を受けて防災行政無線塔やラジオ・ホームページ、区の広報車等を通じて住民の皆さんへ速やかに警報内容を伝達します。



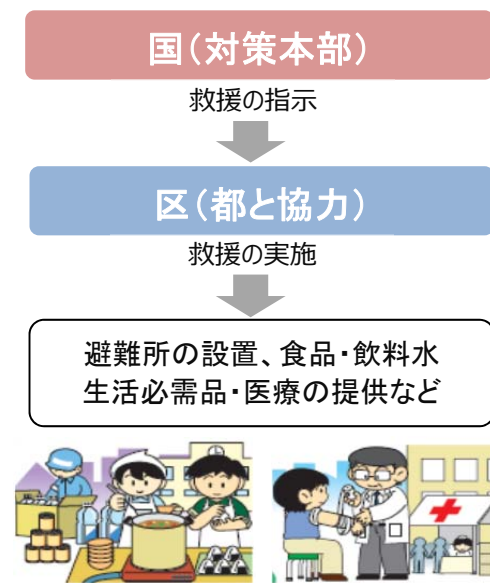
② 避難住民の誘導等

区は、都の避難の指示を受けて消防や警察等と協力し、住民の皆さんの避難誘導を行います。



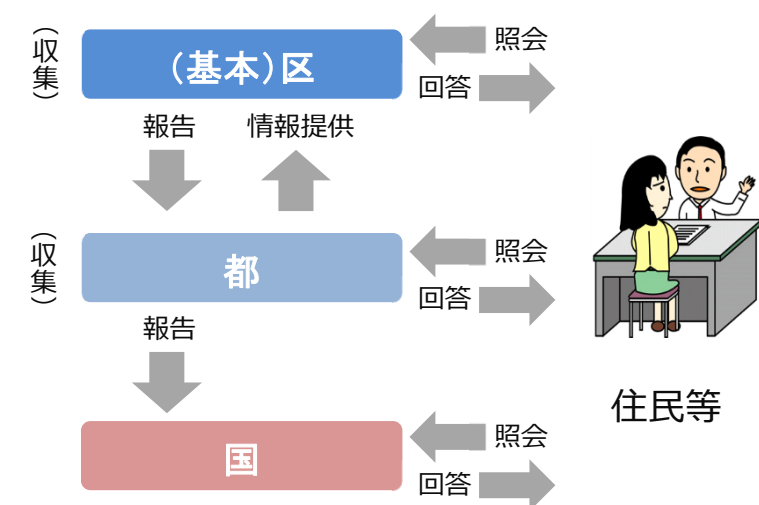
③ 避難住民の救援

区は、都等と協力して避難所の設置、食品や水の供給、医療の提供などを行います。



④ 安否情報の収集・提供

区は、安否情報を収集し、個人情報の保護に留意した提供を行います。



世田谷区国民保護協議会委員職名一覧

会長 世田谷区長

	区分	委員数	委員職名
1	副区市町村長	1	副区長
2	区職員	2	教育長
3			危機管理部長
4	都職員	15	東京都建設局第二建設事務所長
5			東京都水道局南部支所長
6			東京都下水道局南部下水道事務所長
7			警視庁第三方面本部長
8			警視庁世田谷警察署長
9			警視庁北沢警察署長
10			警視庁玉川警察署長
11			警視庁成城警察署長
12			東京消防庁第三消防方面本部長
13			東京消防庁世田谷消防署長
14			東京消防庁玉川消防署長
15			東京消防庁成城消防署長
16			世田谷消防団長
17			玉川消防団長
18			成城消防団長
19	指定地方行政機関	2	国土交通省関東地方整備局東京国道事務所代々木出張所長
20			国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所田園調布出張所長
21	指定公共機関	5	東日本電信電話株式会社東京事業部東京南支店長
22			東京電力パワーグリッド(株)渋谷支社長
23			首都高速道路株式会社東京西局総務・管理部長
24			東京ガス株式会社西部導管事業部長
25			日本郵便株式会社世田谷郵便局長
26	指定地方公共機関	4	京王電鉄株式会社鉄道事業本部鉄道営業部京王東管区長
27			小田急電鉄株式会社下北沢駅長
28			東京急行電鉄株式会社鉄道事業本部運輸営業部三軒茶屋駅長
29			社団法人 東京都トラック協会世田谷支部長
30	自衛隊	1	陸上自衛隊第1普通科連隊重迫撃砲中隊長
31	知識・経験者	23	区議会議員
32			区議会議員
33			区議会議員
34			区議会議員
35			区議会議員
36			一般社団法人 世田谷区医師会救急災害医療部担当理事
37			一般社団法人 玉川医師会理事
38			公益社団法人 東京都世田谷区歯科医師会理事
39			公益社団法人 東京都玉川歯科医師会専務理事
40			一般社団法人 世田谷薬剤師会監事
41			一般社団法人 玉川砧薬剤師会理事
42			世田谷区立男女共同参画センターらぶらす館長
43			特定非営利活動法人せたがや福祉サポートセンター理事長
44			世田谷区赤十字奉仕団委員長
45			株式会社世田谷サービス公社代表取締役
46			株式会社ジェイコム東京世田谷局管理部長
47			社会福祉法人世田谷ボランティア協会理事長
48			世田谷区町会総連合会会長
49			世田谷地域区民防災会議会長
50			北沢地域区民防災会議会長
51			玉川地域区民防災会議会長
52			砧地域区民防災会議会長
53			烏山地域区民防災会議会長